

<人事院会見・内閣人事局交渉報告>

人事院および内閣人事局に 国土交通省の問題点を訴える！

（木）に人事院会見及び内閣人事局交渉を実施しました。会見・交渉の対応者は、人事院が益田給与第一課長補佐、内閣人事局が渡辺参事官補佐などで、全国各支部から職場の切実な問題点や現状を訴えました。

冒頭、近藤委員長から『人事院勧告、管理職特別勤務手当、級別定数』などについて訴えました。また、事務局長から『人員不足、職場環境、賃金と諸手当、国土地理院の処遇』について訴えました。

それに対しても人事院は『手当や給与水準については関係者としっかり情報共有していく』『一律処

遇改善は難しいが、六級や五級については必要な査定を進める』『級別定数については標準職務表を基準に職責を評価し、必要に応じて改定を行う方針、六級や五級の処遇改善については国交省当局と話し合いながら査定を進める』『地理院の強い要望は認識しているが、国土交通省設置法に基づき、本省並みの位置づけは難しいが、地

《人事院会見》

□冒頭のあいさつ

冒頭、近藤委員長から『人事院勧告、管理職特別勤務手当、級別定数』などについて訴えました。また、事務局長から『人員不足、職場環境、賃金と諸手当、国土地理院の処遇』について訴えました。

中国支部からは『定年延長の選択状況で、非管理職だけが国交省に残る現状』、九州支部からは『再任用者の期末・勤勉手当は期間業務職員は『育休の代替要員確保が遅く、現場環境が必要』『宿舎改善について、時代遅れな部分もある』『育休の代替要員確保が遅く、現場では負担増』『仕事がたまり、責任感が強い管理職ほど休暇がとれない』『勤務間インターバルを活用しても、抜本的な残業問題は解決しない』『国交省特有の災害時対応における勤務間インターバルの運用が未整備』など訴えました。

それに対して、人事院は『若手が魅力的な、将来への希望が持てる職場環境が必要』『宿舎改善について、時代遅れな部分もある』『育休の代替要員確保が遅く、現場では負担増』『仕事がたまり、責任感が強い管理職ほど休暇がとれない』『勤務間インターバルを活用しても、抜本的な残業問題は解決しない』『国交省特有の災害時対応における勤務間インターバルの運用が未整備』など訴えました。

それに対して、人事院は『若手が魅力的な、将来への希望が持てる職場環境が必要』『宿舎改善について、時代遅れな部分もある』『育休の代替要員確保が遅く、現場では負担増』『仕事がたまり、責任感が強い管理職ほど休暇がとれない』『勤務間インターバルを活用しても、抜本的な残業問題は解決しない』『国交省特有の災害時対応における勤務間インターバルの運用が未整備』など訴えました。

（木）に人事院会見及び内閣人事局交渉を実施しました。会見・交渉の対応者は、人事院が益田給与第一課長補佐、内閣人事局が渡辺参事官補佐などで、全国各支部から職場の切実な問題点や現状を訴えました。

院の職責については、国交省当局と協力しながら査定を進める』など、このようないい意見交換の場を今後も大切にする姿勢を強調しました。

方整備局より低い評価をしているわけではなく職責の重さに応じて可能な限り措置を行いたい。地理院の職責については、国交省当局と協力しながら査定を進める』など、このようないい意見交換の場を今後も大切にする姿勢を強調しました。



No.389
2025年1月24日
【発行】
国土交通省管理職
ユニオン
【所在地】
東京都千代田区
霞ヶ関2-1-2 中央
合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138
【Email】
k-union@alpha.ocn.ne.jp
【ホームページ】
<http://www.k-union.net/network/>



(表面よりつづく)
『地整と地測の管理職間で特別俸給額に差があるがなぜか』との質問に対しては、『地整と地測の管理職間での差について、国交省当局と相談して回答する』とのことでした。

□委員長まとめ

委員長は最後に『寒冷地手当の削減箇所の次回人勧での復元』『地理院の評価や級別定数に関する人事院の回答は不十分で改善要求』『高齢職員のモチベーション維持と待遇改善』などまとめとしました。

□賃金に関する要求

高齢層の給与抑制措置撤廃、国際基準に沿った労働基本権回復、地域間・世代間格差の解消を訴えました。

それに対し『高齢層の給与抑制や地域間・世代間格差は民間給与調査と人事院勧告に基づき適正配分を実施。労働基本権については慎重に検討。』との回答でした。

□職員の賃金

再任用職員の給与水準を引き上げ、通常の職員との不公平を是正すること、再任用職員の職責や勤務実態に応じた適切な給与体制の導入を訴えました。

□再任用の賃金

再任用職員の給与水準を引き上げ、通常の職員との不公平を是正すること、再任用職員の職責や勤務実態に応じた適切な給与体制の導入を訴えました。

□年次休暇

年次有給休暇を使用可能とすることや、短時間勤務者の年次有給休暇の端数処理を現行の年2回から改めることなどを訴えました。

□早期退職

恣意的な運用を行わないことを要求しました。

□人事評価制度

評価制度の廃止または評価結果の開示義務化、短期評価の給与反映の廃止を訴えました。

□人事評価制度

は人材育成や待遇に重要な基礎であり、適切に運用し必要に応じて改善。令和3・4年の見直しを定着させる方針。』との回答でした。

《内閣人事局交渉》

であり、財政状況を踏まえた検討が必要。』との回答でした。



内閣人事局交渉状況

年齢を理由とした賃下げを行わず、職務内容・職責、及び知識・経験に見合った水準とすること、高齢期にふさわしい生活が維持できる賃金とすることなどを訴えました。

それに対し『再任用の給与水準は現行法令および予算の範囲内で設定されており、職務の性質や責任に応じて決定されている。給与引き上げには予算措置が必要

由意思を尊重する仕組